

平成26年3月7日

子どもの携帯電話・スマートフォン等の適正な取扱いについて（基本方針）

熊本県教育委員会

情報社会の急速な進展に伴い携帯電話やスマートフォン等が普及する中、児童生徒の生活にも深く浸透しており、それらを適正に取り扱う能力を育成していくことが重要な教育課題になっています。特に、近年では、ネット上でのいじめや誹謗中傷、個人情報 の流布等が問題となっており、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるとともに、他者への思いやりなど人権を尊重する態度を育成することが必要です。

そのため、携帯電話やスマートフォン等の適正な取扱いについての基本方針を策定し、関係機関と連携して、各学校や地域において指導の一層の充実を図るとともに、総合的かつ継続的な取組を推進していくこととします。

1 学校での携帯電話・スマートフォン等の取扱いについて

すべての小・中・高等・特別支援学校において、児童生徒が携帯電話やスマートフォン等を利用する必要があるのか、その必要性を十分検討した上で、以下の事項を参考にし、地域の実情や発達段階に応じて基本的な指導方針を定め、計画的な指導を進める。

学校での携帯電話・スマートフォン等の取扱い

- (1) 小学校及び中学校（特別支援学校小学部・中学部を含む）
学校への持込みは、従来どおり原則禁止とする。
- (2) 高等学校（特別支援学校高等部を含む）
校内での使用を、従来どおり原則禁止する。

児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を利用するのは、学校ではなく、家庭が中心である。その観点から、教育委員会・学校は、次の例示等を参考にし、家庭での適切な指導を支援する取組を積極的に推進する。

家庭での適切な指導を支援するための取組の例

家庭や地域における携帯電話・スマートフォン等の利用の現状を把握し、利用上の問題点等を分析する。

利用の現状や問題点等について、保護者に対して積極的に情報提供を行い、家庭でのルールづくり、フィルタリングの利用について啓発する。

有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングを利用するようにし、児童生徒がフィルタリング解除を行わないように指導する。

「ネット上のいじめ」等に関する予防的対策を学校全体で推進し、ネット上での問題行動を発見した場合、必要に応じて保護者や警察等の関係機関とも連携するなど、迅速な対応に努めるよう指導・助言を行っていく。

新たな問題に対して積極的に対応できるよう、情報化の進展に対応した最新の情報を入手する。

一方的に教えるのではなく、学級活動や生徒会活動等において、児童生徒が自主的にルールを考えて正しく行動するための指導を行う。

2 学校での情報モラルの指導について

各学校では、人権尊重の視点を踏まえ、道徳や総合的な学習の時間及び各教科の指導内容との関連を考慮し、より具体的で体系的な情報モラル教育の推進を図る。熊本県教育委員会はそのために必要な支援を行う。

【小中学校】

各市町村で作成したカリキュラム等を基に、各学校における道徳の時間や特別活動、総合的な学習の時間及び各教科等において情報モラルに関する指導を計画的に進めるようにする。

【高等学校】

各学校における教科情報や専門教科情報、各教科・科目等の指導を通じて、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする。